

自動車整備職種(自動車整備作業)

作業の定義	道路運送車両法に基づく、日常点検整備(※1)、定期点検整備(※2)、分解整備(※3)、新規検査における整備(※4)、継続検査における整備(※5)、構造等変更検査における整備(※6)、一般整備(※7)の作業をいう。 ※1 日常点検整備とは、道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第47条の2の整備をいう。 ※2 定期点検整備とは、道路運送車両法第48条の整備をいう。 ※3 分解整備とは、道路運送車両法第49条第2項に基づく、道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)第3条に該当する整備をいう。 ※4 新規検査とは、道路運送車両法第59条の検査をいう。 ※5 継続検査とは、道路運送車両法第62条の検査をいう。 ※6 構造等変更検査とは、道路運送車両法第67条の検査をいう。 ※7 一般整備とは、故障修理等で入庫した自動車の整備をいう。 (参考)必須作業の(1)(① i)の車検とは、上記※4～※6までの検査をいう。			
	注 自動車整備作業を行う場合、道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第78条に基づき、地方運輸局長から認証を受けた自動車分解整備事業場(対象とする装置の種類が限定されていないこと)における作業でなければならない。なお、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみの自動車分解整備事業場は除くものとする。			
	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習	
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 i)各装置の車検、定期点検項目の良否判定及びそれにに基づく整備の補助作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 i)各装置の車検、定期点検項目の良否判定及びそれにに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 i)各装置の車検、定期点検項目の良否判定及びそれにに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	
	(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全確認作業 ③整理・整顿・清掃・清潔・習慣の遵守 ④作業者間の安全確認作業 ⑤保護具及び安全標識・装置の確認作業 ⑥自動車整備における事故・疾病予防 ⑦自動車整備関連機器及び油脂類等の安全確認作業 ⑧労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑨異常時の応急措置を修得するための作業	※	(2)自動車分解整備作業 i)各装置の分解整備、各種テスター・測定機器による各装置の複雑な良否判定及びそれにに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関する修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	(1)関連業務 ①部品番号検索・部内発注作業 ②車体車体の整備調整作業 ③ナビ・ETC等の電装品の取付作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗車作業 ②下廻り塗装作業 ③車内清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ			
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	自動車整備に係る構成部品: 保安部品、定期交換部品、消耗部品、外装部品、その他構成部品			
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	①設備、機械等 1.リフト、ジャッキ 2.検査ライン機器一式 3.クレーン・チェーンプロック 4.溶接機 5.プレス	6.バイス 7.エアーコンプレッサー 8.塗装関連機器 9.洗浄装置・機器、部品洗浄槽 10.バッテリー充電器	14.コンプレッショングージ、シックネスゲージ、ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、トーリングゲージ、キャンバキヤスタゲージ、ターニングラジアスゲージ等 ゲージ各種 15.サスペンション用測定器具 16.バキュームポンプ 17.圧力計 18.サーフィットテスター 19.比重計	20.エンジン回転計 21.タイミングライト 22.一酸化炭素測定器 23.炭化水素測定器 24.黒鉛測定器 25.オバシメーター 26.スキヤツツール
製品等の例(該当するものを選択すること。)	自動車整備完成車両が製品である。 対象車両:普通自動車、小型自動車、軽自動車、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)、大型特殊自動車 (道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)第2条別表第1に定める自動車(ただし、小型特殊自動車を除く。))			
移行対象職種・作業とはならない業務例	1.自動車解体作業 2.自動車製造工程作業 3.自動車板金塗装のみの作業	4.自動車陸送作業 5.関連業務及び周辺業務のみの場合		